

安全安心な血液製剤の確保のための総合対策（仮称） （骨子案）

英国及びフランス滞在者に対する新たな献血制限に係る当面の措置の方針は、血液製剤の安全性確保において現在とりうる最大限に厳格な措置であるが、一方で、減少傾向にある献血者の確保において、この措置が血液製剤の安定供給に影響を及ぼす可能性があることから、安定供給のための対策を講ずるものである。

そこで、昨年7月にとりまとめられた「輸血医療の安全性確保のための総合対策」を中心とした各種取組を vCJD 対策の観点からも強力に推進する。

1 健康な献血者の確保

（1）若年層を中心とした献血者の確保

近年の10～20代の献血者の減少は深刻で、平成10年頃までは全体の45%程度を占めていたが、平成12年から10%近く減少する年もあり、平成15年は全体の35%まで落ち込んでいる。

- ① 効果的なPR活動を実施
- ② 高校生献血の推進
- ③ 交通費の償還の推進（キャラクターグッズの配布含む）
- ④ ボランティア休暇の推進
- ⑤ 幼・小児期からの献血教育を推進

（2）献血者の効率的な確保

- ① 集団献血の推進
他省庁、都道府県、経済団体等の協力のもと、公共の事業所、会社等を中心とした集団献血の推進
- ② 複数回献血者の確保
複数回献血者のクラブを設立し、登録者への献血依頼等の積極的実施
- ③ 都道府県、市町村における献血推進協議会の設立・開催と周知・徹底
- ④ 検診医の確保

2 医療現場における適正使用等の推進

（1）適正使用に係る各種指針、平均的使用量の活用

- ① 関係団体を介した指導の徹底（講習会の開催を含む）
地方自治体、日本輸血学会等の協力のもと関係団体に働き掛ける。
- ② 都道府県ごとの輸血療法合同委員会の設置・開催及び実態調査の実施
- ③ 医療監視等での活用の徹底
- ④ 地域における適正使用の推進策を調査

- 地域における先進事例等を調査し、関係機関へ広く周知
- ⑤ 卒前・卒後教育における適正使用の推進
 - ⑥ 受血者同意の際の情報提供の推進（適正使用解説書の配布等）

（２）先進的な取組やマネジメントガイドライン（仮称）等を活用したモデル事業の推進

（３）輸血療法委員会の設置及び活用の推進

3 血液製剤における異常プリオンの検出、除去・不活化の推進

（１）血液製剤における異常プリオンの検出法に関する研究の推進

（２）輸血用血液製剤の保存前白血球除去の推進

（３）血漿分画製剤における異常プリオン不活化・除去の推進

4 採血基準の拡大等に係る検討の推進

（１）採血基準の拡大に関する検討

（２）血液製剤の保管期間延長に関する検討

上記項目については、今後、血液事業部会等において検討し、取組状況については、同部会等で適宜評価をいただくこととする。